

平成18年3月23日

於 教育委員会室

平成18年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成18年3月大和市教育局定例会

平成18年3月23日(木曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理	鈴木健次
2番	委員	奥原美帆
3番	教育長	國方光治
4番	委員	長谷川愛子
5番	委員長	田村繁

事務局出席者

教育総務部長	箱崎香代子	総務課長	加藤静雄
学校教育課長	小川輝夫	学校教育課 保健給食担当 課長補佐	高橋朝行
指導室長	丸田昭文	教育研究所長	伊藤恵子
生涯学習部長	吉野貴子	社会教育課長	沢田照男
スポーツ課長	佐藤友一	青少年センター 館長	相沢克正
書記 総務課庶務調整 担当課長補佐	加藤廣己		

日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会及び前々会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
日程第1(報告第1号) 専決処分の承認について(大和市教育局職員の人事異動)
日程第2(議案第11号) 大和市児童館条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第3(議案第12号) 大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第4(報告第13号) 大和市郷土民家園条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第5(報告第14号) 大和市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について
日程第6(報告第15号) 大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第7(議案第16号) 平成18年度大和市奨学生の選考について(諮問)
日程第8(議案第17号) 平成18年度県費教職員の研修の一般方針について
日程第9(議案第18号) 大和市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前 10時00分

田 村 傍聴の方に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明したり、審査
委員 長 に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。

國 方
教 育 長

ただ今から教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までといたします。

1 月定例会及び 2 月定例会の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、3 番、國方教育長、4 番、長谷川委員にお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

それでは 2 月 16 日以降の主な項目につきましてご報告をいたします。

1 点目、2 月 26 日に市内一斉防犯パトロールが実施されました。これは市の防犯協会が中心になって行ったわけですが、大きな盛り上がりを見せている地域での防犯活動を 8 つの拠点で一斉にやろうということから始まりました。

市内一斉の防犯パトロールは、今回が初めてではありませんが、これまで学校への協力要請はありませんでした。今回、各学校に可能な範囲での協力をお願いしましたところ、たいへん多くの教職員の参加がありました。当初は 8 会場で予定をしていたのですが、雨天のために大和、中央林間、つきみ野、相模大塚の各駅前の 4 会場で実施をいたしました。また、これからも地域と学校が連携した防犯活動を進めていきたいと思っています。

2 点目、3 月 4 日に文化連盟創立 50 周年記念発表会がございました。夏休みにはたくさんの公開講座を開いていただいて、大人だけでなく、小中学生も参加をしたことを以前にもご報告いたしましたが、この会場でも小学生が参加をして、感想などを一人一人述べていました。自分たちだけでなく、市民も巻き込んだかたちのいい発表会になっていたと思っております。

それから、中学校の卒業式が 3 月 10 日、小学校の卒業式が 3 月 22 日に実施されました。

いろんな課題はまだ残っているかとは思いますが、厳粛な卒業式がどこでもなされたと聞いております。もう少し、国歌を大きな声で歌えるようにという意見が出ておりますので、それについてもまた続けて各学校に指導してまいりたいと思っております。

それから、平成 18 年大和市議会の第 1 回定例会がございました。教育関係の議案につきましては補正予算、それから平成 18 年度の一般会計予算がメインでございます。3 月 6 日に文教市民経済常任委員会、16 日、17 日、20 日の 3 日間が一般質問でございました。

今回は 21 人の方が質問に立たれまして、そのうち 11 人が教育関係でありました。ただ、市長の施政方針演説の中の教育に関する部分の質問も多かったのですが、通常は私が答弁しておりますが、今回は市長が 6 人の方に答弁しております。

一番多かったのが放課後児童ホーム、これについては 3 人の方の質問がございました。2 学期制についてがお二人。このお二人はいずれも市長の施政方針にかかわってということで、市長の答弁になっております。それから 4 月から学校体育施設の利用者の有料化がございまして、これについても 2 名の方に質問をいただいております。あとは 1 件ずつでございます。

順次、ご報告いたしますが、まず「2 学期制の提唱者としての市長の考えはどうか」ということで、前田議員と伊知地議員からご質問がございました。答弁の要旨、概要は別紙のとおりです。

放課後児童ホームについては、中丸議員、伊知地議員、高久議員からご質問がございました。答弁の要旨、概要は、別紙をご覧いただきたいと思っております。

次に、鈴木珠恵議員から「ブックスタート」に関するご質問がございました。これは初めて本に触れる赤ちゃんのころから本に親しめるように、ま

た、本を通して親と子どもの心の通い合いをより深めるという意味合いで始まった運動でございます。大和でも取り入れたらということですが、昨年、策定いたしました「子ども読書推進計画」の中にも含まれておりまして、教育委員会としても課題としていきたいと思っています。

次に、ツリーガーデンについてのご質問が、伊知地議員からございました。詳しい事業内容でございますが、これは緑野青空子ども広場の樹木を生かした遊び場を、設計段階から子どもたちの意見を取り入れながら地域と連携をして建設をし、管理については地域の方に協働事業として委託をしていくという内容でございます。

それから青木議員から学校教育基本計画に関連して、「期待される教師像と質の向上、それから市の総合計画との整合性などについてご質問がございました。これは前にもお話ししましたように市の第7次総合計画が平成18年度から始まりますので、それと整合性を持たせながら進めております。内容的にも総合計画にあるものについては学校教育基本計画の中にも繁栄をされております。

次に、学校開放に伴う使用料の徴収に関して、窪議員と高久議員からご質問がございました。子どもが使用する場合の使用料については、「子どもの育成についての活動である以上、無料にした方が良く、撤回すべきだ」という趣旨のご質問でした。ただ、ここに至るまでにはこの委員会でもご審議いただきましたが、実際に運営に当たっている運営委員会、管理委員会、実施委員会等のご意見を聞き、使用者の意見も聴取したうえで、おおかたの合意ができたということでスポーツ振興審議会のほうに諮問をし、答申を得て、規則改正という手順を踏んでまいりました。にわかには撤回というわけにはいかないということでございます。

続いて、吉川美和議員から「子どもフェスティバル」についてのご質問がございました。これは市の施政方針が「子どもとやる気」ということで、今度の総合計画にも前面に出ているわけでありますが、その子どもたちの活動の場を設定しようということで、市長部局のほうが中心で進めております。ただ、子どもとなりますと、実働部隊としてはどうしても教育委員会になるわけですが、12月3日に大和公園で実施する予定でございます。もう既に高校生や成人の方のリーダー的なボランティアは決まっております。それに続いて小学生、中学生を実行委員として組織し、企画、運営に具体的に参加してもらうという企画でございます。

続いて、池田議員から「健康・生きがい対策について」というご質問がございました。これは一大対策ということですが、2007年の大量定年退職時代が間近に迫っているわけですが、優秀な人材が地域に戻ってくるので、そういった方を社会教育あるいは学校教育なりに活用する方法に関してのご質問がございました。

大波議員から、泉の森の中にあるシラカシ林の案内が現地に行ってもよく分からないので、随時整備してほしいというご質問がございました。そのように努めるということになると思います。

今後の予定について主なところだけ少し申し上げます。

3月29日が下鶴間のふるさと館の開館式でございます。

それから4月1日に「高座渋谷交流フェスティバル」が予定されております。区画整理が順調に進んでいるわけでございますが、1つの区切りとしてフェスティバルを行うということです。

それから3月31日に教育委員会の事務局、それから教職員の退職等の辞令交付式がございます。特に教職員の退職等辞令交付式につきましては、後程ご案内を申し上げますが、ご出席をお願いいたします。また、4月3日には教職員の採用辞令の交付がございますので、それにつきましても出席をよ

ろしくお願いいたします。

なお、教育委員長につきましては両方ともご挨拶がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

田 村
委員 長
長 谷 川
委 員

教育長の報告が終わりました。

質疑がありましたら、どうぞ。

学校施設の使用料徴収が始まりますが、私も実際、子どもがある種のスポーツ少年団に入っているの、市民の声を耳にする場合があります。この件については、少し理解をいただけていない気運があるように思います。

指導者なり、所属団体の長といった方たちの口からもあまり理解していないような、それも肯定的でないような言葉を発せられると、市として段階を踏んだはずの調整が確かなものだったのかということが、気になるところであります。

市民の方からは広く意見を伺ったうえでのことだからとなっておりますが、審議の段階のどこかでそのような意見がなかったかどうか、少し慎重に確認をしていただきたいと思います。

佐 藤
スポーツ課長

教育長の報告にもありましたように運営委員会、実施委員会で意見を聞きましてスポーツ振興審議会に諮問をしております。スポーツ振興審議会の中では「子どもについてはどうか」という意見が出まして、4月1日の時点で約450の登録団体があったのですが、その諮問を契機に再度、各団体の活動状況を確認いたしまして、さらに約1か月間ですが、年齢構成を各実施委員会に急遽、調査をしていただきました。その結果が12月末に上がってきまして、登録の抹消もありましたので、全体として登録団体が約390団体で、そのうちの100団体が18歳以下の団体でした。

そういう状況を第2回目のスポーツ振興審議会に報告をさせていただき、審議をいただいた結果、専用利用という独占的なかたちで利用をしていただくからには、やはり応分の負担をしていただくということで、スポーツ振興審議会の中で意思決定をし、答申をいただきました。

長 谷 川
委 員

改めて青少年関係の団体について当たってくださったということは、理解できました。

あとはやはりそういう指導者のような方がこの制度に対して、あまり理解していないようなことをうかつに言ってほしくないと思います。

國 方
教 育 長

この件に限らず、1度決めたから、それですと押し通すということはありません。やってみて不都合が出れば、これは改めるということには当たり前でございますから、今後、いろんな課題が出てくるようであれば、そのときに検討するようになると思っています。

田 村
委員 長
長 谷 川
委 員
田 村
委員 長
國 教 育 長

この件についてはよろしいでしょうか。

はい。

青木議員の一般質問にある「期待される教師像と質の向上」について、もう少し詳しくお聞かせください。

「学校教育基本計画にあるアンケートに基づき、期待される教師像としての向上について早急に取り組まれる対策について」ということだったのですが、学校教育基本計画であげております教師像は、豊かな人間性と高い専門性を持つ教職員、これが基本目標でありまして、それをもとにして使命感を持って、子どもたちの教育に当たる姿を理想としているということです。

アンケートではよく分かる授業づくりが基調になってくるわけですが、学が喜びや楽しさを充実できる学習活動の展開がそのためには必要になります。早急に取り組む対策ということでは、これは新たに策定した基本計画が浸透するようなさまざまな研修の機会を設定していくことが教育委員会の

責務でございますが、学校では校内研修の活性化を図っていただくよう指導を行うといったことでございます。

田 村
委 員 長

ほかに、質疑等はございますでしょうか。

昨今、担任に叱られた子どもが自殺するようなショッキングな事件がございました。何か学校だけが攻められているようですが、本人の日ごろの言動も大いにかかわりがあるという話もあります。教育長の見解がありましたらお聞かせください。

國 方
教 育 長

この前の事件は叱られて教室を飛び出した児童に対して、すぐに教室に戻るような対応を取らなかったことが、一番大きく責められているところだろうと思います。

学校教育の現場では褒めることもありますし、また、叱る時は叱る。その叱るときは大変だと思えます。叱った後のフォローがなければ、叱られた時点で子どもは気落ちしていますので、その辺のところをやはり気をつけて、今後、やっていかなければいけないと感じております。

田 村
委 員 長

この件を機会に、各学校に注意するように促していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

では、教育長の報告に対して質疑を終了いたします。

それでは議事に入ります。

日程第1（報告第1号）「専決処分の承認について（大和市教育委員会職員の人事異動）」を議題といたします。

細部説明を求めます。

加藤総務課長。

加 藤
総 務 課 長

報告第1号の専決処分につきましては昨日、課長職以上の4月1日付の人事異動の内示がございました。異動者につきましてはお手元に資料が配布されていると思います。

以上、専決処分を行いましたので承認を求めるものでございます。

田 村
委 員 長

人事発令についての細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより報告第1号について採決いたします。

本件の原案に対して、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしということでございますので、報告第1号は承認されました。

続いて、日程第2（議案第11号）「大和市児童館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

相沢青少年センター館長。

相 沢
青 少 年
セ ン ター 館 長

本市には22館の児童館がございまして、平成18年4月1日から指定管理制度に移行するため、本教育委員会の8月定例会で大和市児童館条例の一部を改正していただきました。その時の改正では公布の日から施行されるものと4月1日から施行されるものとの2段階になっておりました。今回は4月1日施行にかかわる部分を改正するものでございます。

内容につきましては2枚めくっていただきまして、新旧対照表がございまして、こちらで説明させていただきたいと思っております。

主なところだけを説明させていただきます。

第3条の開館時間及び第4条の休館日につきましては、条例に格上げして規定いたしましたので削除するものでございます。内容的には変更はございません。

ページを1ページめくっていただきまして、第5条の使用申込み及び第6

条の使用の承認等につきましては、文中の「指導嘱託員」及び「教育長」とあるのを「指定管理者」に改めたものでございます。第7条の遵守事項につきましては第1号の次に、「許可なく火気を使用し、または危険な物品を持ち込まないこと。」を加え、5条第2号以下を1号ずつ繰り下げたものでございます。

第8条は指導嘱託員の設置についての規定ですが、指導員につきましては指定管理者の職員となりますので、これを削除するものでございます。第9条は文書の種類を様式に改めまして、様式の内容につきましては指定管理者が定めることができるように条文を改めたものでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくご審議のほど、お願いします。

田 村
委員 長

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

私から1点、質問させていただきます。

改正案の第5条第2号に関して、何かそれを心配するようなことが過去にございましたでしょうか。

相 沢
青 少 年
センター館長
田 村
委員 長

実際にそのような事件等はございません。内容的に今度は指定管理者ということで、直接、管理する者が市からちょっと離れるものですから、こういう部分まで規定したということでございます。

ほかに質疑等、ございませんでしょうか。

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

本件の議案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでございますので、議案第11号は可決いたしました。

続いて、日程第3(議案第12号)「大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

佐藤スポーツ課長。

佐 藤
スポーツ課長

議案第12号につきましては、児童館条例施行規則の一部を改正する規則と同様でございます。指定管理者制度の導入により、大和市スポーツ施設設置条例の一部が改正されていることに伴い、施行規則を一部改正するものです。

まず第1条につきましては条文が変わりまして、第16条というところが第25条になりましたので、整理をさせていただくものでございます。

第2条及び第3条は条例で規定しましたので、削除いたしました。

第4条中、条文が変わりまして、第4条というところが第6条になりましたので整理をさせていただき、同条を第2条に改めるものでございます。

第5条のスポーツ施設の専用使用について、ただし書きで利用方法を新たに加えさせていただいている部分でございます。なお、利用方法につきましては従前から運用で行っていたものを規定したものでございます。第5条から12条までの各条文中の文言につきましては、「使用」を「利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に、「行事」を「事業」に、さらに「体育行事」を「スポーツ事業」に置き換えるものでございます。なお、「財団法人大和市スポーツ振興公社」を「財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団」に改めさせて、個々の条項につきましては新旧対照表のとおりでございます。

以上が改正内容でございます。

田 村
委員 長

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。
本件の議案に対してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしということでございますので、議案第12号は可決いたしました。

続いて、日程第4(議案第13号)「大和市郷土民家園条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。
沢田社会教育課長。

沢田
社会教育課長

この議案につきましても、指定管理者制度の導入により、すでに条例の一部が改正されていることに伴い、施行規則の一部を改正するものです。改正箇所は新旧対照表のとおりですが、第3条について、開園時間と休園時間については、条例で明記しましたので削除しました。それに伴いまして、各条文が1条ずつ繰り上がっております。

田村
委員長

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより議案第13号について採決いたします。
本件の議案に対し、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしということでございますので、議案第13号は可決いたしました。

続いて、日程第5(議案第14号)「大和市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。
沢田社会教育課長。

沢田
社会教育課長

こちらは大和市郷土民家園の管理運営を指定管理者制度に移行しましたので、こちらの確認を文化財保護審議会に依頼するために条文化したものでございます。

田村
委員長

改正案の第5条に所掌事務を規定させていただいております。
細部説明が終わりました。質疑、ご意見等、ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第13号について採決をいたします。
本件の議案に対してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

なしということでございますので、議案第14号は可決いたしました。

続いて、日程第6(議案第15号)「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。
沢田社会教育課長。

沢田
社会教育課長

こちらにつきましては、指定管理者制度導入あるいは財団の統合に伴いまして文言の整理をしたものとなっております。

田村
委員長
長谷川
委員

改正部分は、新旧対照表のとおりでございます。

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がありましたらどうぞお願いいたします。

第4条(15)のスポーツ・よか・みどり財団との連絡調整のあたりのことですが、社会教育課の部分では、「水と緑課及びスポーツ課が所管するものを除く」となっており、スポーツ課のところでは、(11)で「スポー

ツ・よか・みどり財団との連絡調整のうち、スポーツ活動に関すること」となっていることから明確な区分けが条文で示されていると理解するのですが、財団が統合しても市役所の中では3つで分業しているということなのでしょう。

沢 田
社会教育課長

2つポイントがございまして、1つは指定管理者になったことによって、財団はもともと指定管理者としての業務を持っていませんでしたので、その部分を明記するところが1つ。もう1つは、財団と並行して行う業務がございまして、その部分はやはり行政として指導的な立場として携わるといふ明文化をしなければならないので、その2つを使い分けしていくと、指定管理者の条文についての整理とそれから今までの財団としての調整、行政としての調整としての窓口ということをややはり明文する必要があるので、庁内でもいろいろ条文について検討したのですが、このような形の置き方で整理をさせていただきます。

鈴木
委員長職務
代理者

今と多少、関連すると思いますが、4月1日から新しく在来の3公社財団が1つになるということですが、それが組織としてどういう組織体制になるのか、責任体制はどうなっているのかということについては、私の記憶ではここにご報告があったというような、あるいは審議をしたというような記憶がありません。新しい財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団というのがどういう組織図になっていて、どういう管理体制になっているのかということについて、お聞かせください。

吉野
生涯学習部長

何回か教育委員の皆様には、財団の統合の流れについてお話しをさせていただいていると記憶しておりますが、最終的な組織図が手元にないので、詳細な説明はできませんが、3月30日に統合財団の第1回目の理事会が開かれると聞いております。

鈴木
委員長職務
代理者
沢 田
社会教育課長

部課制を導入するのですか。

スポーツの課とみどりの課と、それから余暇に関する課があります。それ以外にトータル的にまとめる総務課がありまして、4つの課でスタートいたします。平成18年4月1日から県の認可を得ましてスタートするわけですが、市の派遣職員をどうするか、嘱託をどの程度削るかというような内容的な詰めを平成18年度で検証して、平成19年度に完全実施というかたちで進めるという方針です。

鈴木
委員長職務
代理者
吉野
生涯学習部長

3団体にそれぞれ理事があつて、全部合わせれば膨大な数になってしまうと思いますが、新しい組織の理事会、評議委員会というのはどのように決まったのでしょうか。

基本的には今までの理事さん、評議員さんを中心に選考をしたと思います。それで全体では理事、評議員とも15名以内で出発すると聞いております。

田村
委員長

ほかに質問はございませんか。

ほかに質問等がないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

本件の議案に対して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでございますので、議案第15号は可決いたしました。

続いて、日程第7(議案第16号)「平成18年度大和市奨学生の選考について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。

小川学校教育課長。

小川
学校教育課長

お手元の名簿をご覧ください。平成18年度の申請者数は60名でございます。この中から選考審査会において、22名の奨学生と5名の補欠奨学生を選考していただきます。学費の支払いが困難であること、学校の成績が優良であり、かつ品行方正であること等が条件となっております。

家庭状況調書、学校長の推薦書類等を審査しまして、総合的に審査会で判定をし、選考します。なお、給付額につきましては月額で7000円でございます。

田村
委員長
鈴木
委員長職務
代理者

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等、ございましたらお願いいたします。

以前にも伺っていると思いますが、生徒及び保護者に対して、どのような周知の取り組みがなされているのかということについて、改めてお聞かせください。

先日、下福田中学校の卒業式に出させていただきます、非常に印象深かったのは読み上げられる生徒の名前が外国人国籍だと思われるものが非常に多かったことです。この名簿を見ますと、渋谷中学校は学校の方針があったのかと思うくらい外国人国籍の人をたくさん申請者名簿の中に加えていらっしゃる。これは市内に住む外国人国籍の方のいろんな苦しい生活状況を配慮してこうなったのか、たまたまこうなったのか分かりませんが、私は卒業生の人数とかあるいは地域特性というようなことでおおまかな枠を提示して、各学校から申請を集めるといようなことが考えられないのかと思っているのですが、その辺の申請の名簿ができるまでのプロセスについてもう少し詳しくお聞かせください。

小川
学校教育課長

申請につきましては毎年11月下旬に学校長宛に通知をいたしております。11月頃から多分、中学校では3年生を対象にした最終的な3者面談等が始まりますので、進路決定の時期、面談の際に各学級担任から家庭状況を考慮して、必要に応じて申請の勧めをしてもらっております。あるいは各学校では廊下、掲示板等で広報活動を行ってもらいまして、周知を図っていただいております。

1月末日が締切りになっておりますので、大部分の生徒はその頃までに面談、あるいは早い生徒は進路等が決定している子もおります。その学級担任との進路決定の面談の中で十分に話し合いがされるものと思っておりますので、状況に応じて奨学生の勧めをもらっているものと思っております。

なお、学校による差異は、これは年度によってやはり多少は見られるものと思えます。

鈴木
委員長職務
代理者

私は西奨学資金財団の奨学生選考委員というのを委嘱されてやっておりますが、その経験からいうと、全国の大学と高校と高専に書類を出して、推薦を求めて、それを採用するというかたちにはしているのですが、学校による、特に大学による温度差が極端でして、まったく回答のないところもたくさんありますし、毎年、非常に熱心に選考した結果、推薦をあげてくる学校もあります。

私は市内の中学校についても、それほどでないにしてもかなりの温度差があるのではないかと思います。熱心に生徒の経済事情などを考えて出してくれるところと、言ってきたら右から左に書類を出しておこうという実態というものがあるのではないかと思います。そういう意味である程度、学校に枠を設けて、申請を出させるというようなことが、できるだけ必要度の高い人に奨学金がいくために有効だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

小川
学校教育課長

PRにつきましては、今年度はその時期に来ましたら、また校長会等を通じて周知徹底を図っていきたく思います。

枠につきましては弾力的な枠ならいいのですが、ある程度、おおまかな枠

を設定しますと枠に縛られる可能性もありますので、あくまでも大和市の中学校3年生の中からトータルで22名といたします。その22名が全員、A中学校という可能性もあります。やはり一番優先されるものは経済的な理由ということになりますので、学校何名ということではなくて、市全体の中で審査会に図っていくものだろうと思っております。また、周知方法についてはさらに工夫していきたいと思っております。

鈴木
委員長職務
代理者
小川
学校教育課長
鈴木
委員長職務
代理者
小川
学校教育課長

この種の奨学金というのは各市町村でもやっているものなのでしょうか。

神奈川県内はほとんどの市町村でやっております。形態としては本市のような返済を伴わないかたちと返済を伴うかたちの両方があります。

予算規模が人口比と比べて、大和市は恵まれている状況にあるのか、厳しい状況にあるのか、その辺はいかがでしょうか。

各市の予算規模と奨学金の状況については、把握していないのですが、本市の場合におきましては、平成2年に月額7000円としました。その後は平成5年、平成8年と給付人数枠を拡大しております。給付額は変わらずに人数のほうを拡大しております。

現在、資金は約1億円ありますが、低金利時代ですので、どちらかといえば、厳しい状況にあります。

鈴木
委員長職務
代理者

名簿の中に私立の学校に進学する学生からの申請というのも大分あります。常識的に考えると、私立に行く学費が払えるのであれば、市からの奨学金はいらぬのではないかと思います。全体の状況としては私立であろうと公立であろうと、まったく同じレベルで審査されるのでしょうか。

小川
学校教育課長

この60名の申請者の中に6名の私立高校の希望者がおります。現在、この奨学金を受けている66名のうち8名が私立高校の在学者です。このことから見ても公平に公立、私立にかかわらず、市の奨学金の目的である高等教育課程への修学が困難な者に対する給付であるということに沿っているものと思います。

國方
教育長

かつては、私学に行く家庭はそれだけの経済的基盤があるのだからということで、奨学生の対象としないという時期がありました。その後、社会情勢とかもいろいろ変わってまいりまして、経済的に豊かだから私立だということではなく、公平に同列で考えるのが正しいということで今のようなかたちに変わっています。

それから、他市の状況は私も詳しいことは分かりませんが、非常に地方自治体の財政が厳しくなっておりまして、本市の場合も本来、基金でまかなうべきものがまかなえませんが、ほとんどが一般会計からの繰入れです。他市の状況ではせっかく積み立てた基金を取り崩して奨学金に充てているといったような話も聞いております。

金額の目安としては、県立高校の月謝に見合う金額が目安だったのですが、とてもそれでは追いついていけないので、その分の増額はずっと据え置きになっているということです。またいつか好転するようなことがありましたら改正しなければいけないと思っております。

田村
委員長

昨年はたしか39名の申請だったと思いますが、今年は60名ということで数が極端に増えています。進学熱がゆえにこうなったのか、制度のシステムが徹底されたから増えたのかは、定かではございませんが、60名中22名ですから、絞り込むのも大変だと思います。先程の鈴木委員の発言にありました渋谷中学校では去年1名で、今年は8名ということで学校の取り組み方にもよると思いますが、条件を満たしていながら、こぼれる人があるのかわいそうですので、そのようなことがないようにお願いしたいと思います。

- 奥原委員 ほかにご意見等がございますでしょうか。
確認のためにお聞きします。補欠奨学生が5名ということですが、今までに繰り上がって補欠から奨学生になったというようなことがあるのかということと、また、補欠になった家庭に対して、「あなたは何番目の補欠ですよ」というような通知はされているのでしょうか。
- 小川 補欠者5名に対して、通知はしております。
学校教育課長 それから今年度も補欠からの繰上げ給付者はありました。理由は現給付者の退学によるものでございます。ただ、補欠繰上げ者は残りの期間となります。現給付者の残った期間となります。
- 長谷川 申請者の数において、学校の差というのは来年も話題に出てしまうかと思
委員 いますが、私が思うに就学援助費の申請のように各家庭に配布物で知らせる方法はとれないのでしょうか。
- 小川 不可能ではございません。学校によっては学年単位で、その学校の3年生
学校教育課長 のみ、印刷をして配っている学校もあります。あくまでも学校長の推薦も条件の1つになっておりますので、就学援助のように希望者がダイレクトに申請というわけではございません。面談等の中で学級担任と話を詰めてもらって、最終的に学校長から推薦していただくことになっておりますので、その辺はちょっと難しいかなと思います。
- 田村 ほか質問等がございますでしょうか。
委員長 ほかにならなければ質疑を終結いたします。
これより議案第16号について採決いたします。
本件の議案に対し、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしということでございますので議案第16号は可決いたしました。
続いて、日程第8(議案第17号)「平成18年度県費教職員の研修の一般方針について」を議題といたします。
細部説明を求めます。
丸田指導室長、伊藤教育研究所長、順次説明してください。
丸田 平成18年度教職員の研修内容について細部説明をさせていただきます。
指導室長 お手元に提出してございます平成18年度事業計画案をご覧ください。
教員にとりまして研究、研修というのは必要不可欠であります。そこで教育委員会と学校が一体となって進めていかなければならないと考えております。そこで、平成18年度の研修内容を今日的課題に焦点を当てまして計画させていただきました。
1例申し上げますと、2ページをご覧くださいと思いますが、学校経営研修会では管理職としての組織マネジメントでありますとかスクールリーダー、リーダー性について研修していただきたいと考えております。
以下、特徴的な研修内容について説明をさせていただきます。
3ページをご覧ください。「特別支援教育研修会」でございますが、今年度までは「障害児教育研修会」という名称で研修会を開催させていただいたものでございます。県では既に障害児教育を含めた支援教育を行ってきております。県では平成18年度から「障害児」という言葉を使用しないで「特別支援教育」という言葉で統一するということになります。
その下の「特別支援教育コーディネーター連絡会」でございますが、来年度からは障害をもつ児童、生徒の個別の支援計画を作ることになりました。この計画ですが、保護者と担任が協力して、児童、生徒の現状と課題、また、学習した成果をシートに記録し、次の学年や進学先の学校へ送るというものでございます。そこで、この連絡会で個別の支援計画作成について研修をしていきたいと思っております。
4ページの「特別支援教育スクールアシスタント研修会」をご覧ください

い。本年度は1回の開催でしたが、次年度から全小学校にスクールアシスタントが配置されることになり、行動的な活用ができるため、3回の研修会を計画させていただきました。特に4月上旬ですが、これまで2年間活動いただいているお二人のスクールアシスタントの方に活動内容ですとか留意点等についてお話をしていただき、研修会を開催したいと考えております。

同じページ、10の「健康・安全教育研修会」でございます。児童、生徒の生命を守るために次年度から、上級救命講習会を消防署の協力をいただき、実施していきたいと考えております。通常の心肺蘇生法でありますとか止血法、三角巾の使い方をこれまでは普通救命で講習会、説明をしていただいたわけですが、実技を交えた、また、AEDの活用等を緊急の場合に対応できる研修会にしたいと考えております。

この健康、安全教育研修会の3には防犯講習会、7月12日に予定しましたが、日常的な校内における不審者の侵入であるとか、そういった部分で緊急時に対応できるような職員の研修会を開催したいと考えております。

6ページをご覧ください。「10年経験者研修」ですが、昨年同様、校外研修20日間、校内研修20日間が予定されております。この研修会は法定研修で、国で定めた研修でございます。この研修のなかに社会体験が3日間ありますが、これについて市として支援を行っていききたいと考えております。

7ページをご覧ください。「初任者研修会」でございますが、これも法定研修でありまして、年間で校内で300時間以上、校外で25日間以上の研修が義務付けられております。学校やクラスを離れるということで、子どもたちにもつらい思いをさせるわけではありますが、将来の指導力ある教員になってもらうためには必要な研修であると考えております。

8ページをご覧ください。「教育研究の推進」でございますが、平成18年度は4校が研究発表をする計画でございます。教育課題研究推進校では南林間中学校が3年目を迎え、11月15日に発表会を予定しております。また、桜丘小学校ですが2年目を迎え、2月16日に発表予定でございます。

文部科学省・県教育委員会関係研究委託校については、大野原小学校が「伝え合う力を養う」調査研究事業委託ということで2年目を迎え、11月22日に発表会を予定しております。また、県の教育委員会の委託であります小学校英会話活動研究委託校として、渋谷小学校が3年目を迎え、11月30日に発表予定でございます。

本年度も教育委員の皆様にご出席いただきましたが、次年度もご出席いただき、ご意見等をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

田 村
委員 長
伊 藤
教育 研究所 長

教育研究所のほうの説明に移ってください。

お手元の平成18年度教育研究所事業計画案の2ページをご覧ください。

「18年度重点事業」というのがございまして、大和市学校教育基本計画の目指す子ども像の実現に向けて、新たに立ち上げた事業がございまして、そこを中心に説明させていただきます。

1点目は理数科教育振興事業の中の「やまと子ども科学フェスティバル」の実施ということで、これは小中学生を対象に行いますが、今まで行っていた「子ども科学教室」の関連事業ということになります。講師を迎えてサイエンスショーですとか数学ショーを行ったり、企業や学校の先生方にも協力をさせていただいて、ものづくりとか実験のブースを出展してもらったりする予定であります。8月19日の土曜日に桜丘学習センターを会場にして、1日日程で実施する予定であります。

2点目はキャリア教育の推進です。新たに調査研究部会を立ち上げまし

て、大和市のキャリア教育学習プログラムを作っていきたいと考えています。

3点目は教育フォーラムの開催でございます。教育フォーラムにつきましては今年度も行いましたが、今年度は学校教育基本計画策定に当たって、市民の意見を聴取するという目的で行いました。今後につきましては市民とともに子どもたちの教育を考える場として設定していきまして、開かれた学校、開かれた行政、市民とともに作る学校教育ということを目指していきたいと考えています。年1回の開催として、来年度は7月1日土曜日の午後、勤労福祉会館を会場に行う予定であります。

続いて、3ページをご覧ください。調査研究についてですが、4と5が新規の事業になります。4につきましては理科の実験や観察法、ものづくりの教材の工夫など、教師が授業などで活用できるハンドブックの作成を予定しております。5は今、お話しいたしましたキャリア教育の研究でございます。

続いて、4ページをご覧ください。ここからが教職員の研修になります。研修につきましては指導室が職責ですとか法定研修を中心に、出席者を指定しての研修であるのに対して、研究所のほうは基本的には希望研修が多くなります。この内容につきましても学校教育基本計画で重点施策に挙げている事項を中心に組み立てました。特に子ども理解ですとか特別支援教育、人間関係づくりの手法、教科教育における多様な指導方法、読書に関連して、書物に親しむ態度の育成、それから学校と地域との協働、食育とか子どもの生活リズムといった内容を中心に組み立てています。

それから、学校教育基本計画の周知という観点では、教育フォーラムを1つの機会として捉えています。それ以外に6ページの(5)になりますが、教育研究所の発表会、ここにおいても策定に深くかかわっていただきました高橋勝先生に講演をお願いして、周知を図っていきたいと考えています。

最後に情報教育の推進についてですけれども、平成18年度は引地台小学校が委託研究の2年目に当たりますので、11月17日に発表を行います。また、新たに福田小学校が1年目の推進校として研究を進めていく予定でございます。

田 村
委員 長

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

最初に私から質問させていただきます。

平成17年度の計画ができたときに、「当面の教育課題を適切に捉えた研修をしてほしい」という意見を申し上げました。特に学校管理者のリーダーシップ、校長のリーダーシップということをお願いいたしました。それから研修内容の表現について、「先生方が行ってみようかなと思うように、具体的に書いてほしい」ということをお願いしました。今回、拝見するといろいろ検討されたことが分かります。

そこで、指導室のほうにお尋ねいたします。

昨年の10月でしたか、中央教育審議会の義務教育に関する答申が出ました。その答申の中で学校の教育力、学校力、それから教師力を強化して、それを通して、子どもたちの人間力をつけるということが答申の中にございました。この辺をある程度考えられたのかどうかをお聞かせください。

それから、冒頭の文でございますが、特に私が気になりましたのは、いちばん最後のところです。

「専門職としての心構え・モラルの高揚」と書いてありますが、去年は「モラル」でなく「モラール」でした。「モラル」は道徳で、「モラール」は、やる気とか士気の高揚という意味になります。あえて意識して変えたの

でしょうか。

丸 田
指導室長

中央教育審議会での学校力、教師力、人間力でございますが、学校力というのはやはり校長を中心とした教職員、保護者、また地域の方々が協力しながらやっていくなかで、学校力というものが高まっていくものと思います。教師力というのはまさに指導力であると判断しております。よって、指導力を高めるために、私どものほうは具体的なかたちの研修会をやっていきたいと思っておりますし、本市だけでなく、県あるいは全県的なところでさまざまな研修を行っておりますので、そういった部分に教職員を派遣していきたいと思っております。

子ども人間力というのはやはりやさしさでありますとかそういった心の問題、そしてまた、生きる力ということが中心になっております。

2点目の「モラル」という表記ですが、すみません、これにつきましてはミスプリでして、「モラール」と訂正させていただきますようお願いいたします。

田 村
委員長
鈴木
委員長職務
代理者

ほかにご質問がございますでしょうか。

今の丸田室長のご説明、それから田村委員長のお話でも校長の指導力ということが非常に大切だというお話がありまして、私もそのとおりだと思います。指導力、管理力というのはやはり民主的であるということが非常に大切だと思います。2学期制の導入についても本当に教員一人一人が自由な発言ができていないというような声も私は聞きましたが、実態はよく分かりません。

やっぱり本当に新任の先生からサポート役の教頭までが本当に自分の考えというものを正々堂々と言って、それに対してみんなで議論して、校長が指導力を発揮してまとめていくというのが理想であって、あんまり指導力、指導力、管理力というようなことばかり言うと学校の雰囲気が非常に閉鎖的になってしまうと思ひまして、管理力、指導力というのは自由で民主的な雰囲気を伴って進めていただきたいと思ひます。

田 村
委員長

私から再度発言させていただきます。

文部科学省とか県とかいろんな委託研究があるわけですが、学校はただでさえ忙しいのに、いろんな指定研究をやらざるを得ないという内部事情もあるように聞いておりますので、この辺はできるだけ精選されることを望みます。

続いて、教育研究所に質問させていただきます。

特に情報教育に力を入れているわけですが、昨今、情報の漏洩という問題が出ておりますが、個人情報保護、学校における個人情報の保護はどうしたらいいのかというのが、ばらばらでまとまっていないということですが、横須賀市では学校向けにマニュアルを発行したと聞いています。その辺は把握されているかどうか。その辺の情報漏洩ということについての教育研究所としての取り組み、情報教育を中心で担う研究所として何か話題になったかどうかについて、お聞かせください。

伊 藤
教育研究所長

情報の管理につきましては、平成17年度、教頭先生を対象に研修講座を行いました。あわせて、市の情報政策課が中心になりまして、全教職員を対象に情報セキュリティポリシー研修を行いましたので、そこでかなりの周知が図れたかなと考えています。

情報政策課のほうではP D C S Iというのをもとに効果の検証までやっておりますので、どの程度、理解ができたのかというアンケートもつい先だっで行いました。その結果はまだできておりませんが、そういったことで周知を図っております。

それから、情報モラルにつきましては調査研究部会のほうで、授業の20

分なり、15分なりの時間を使って、情報モラルを教えていくことができるような教材を作っていこうということで現在進めています。

田 村 個人情報保護条例に過剰に反応して、そこまでやるのかということも最近
委 員 長 話題になっておりますが、横須賀市がマニュアルして全職員に配ったという
話を聞いたものですから、教育研究所でも作っていただけたらいいなと思
いました。

それから昨年の養成研修が今年は消えています。平成17年度はそういう
のがほとんどなかったのでしょうか。

伊 藤 養成研修は平成17年度に13回ほど行っております。学校からの要望も
教育研究所長 あるのですが、来年度につきましては小学校のコンピュータールームの機器の
入替えに伴い、導入時研修を行わなければなりません。1校につき、2回ほ
ど行っていきますので、12校プラス平成18年度に導入する5校を加えて
17校になりますので、その導入時研修で手一杯というところがございま
す。そのような理由から学校のほうにもお話をし、平成18年度について
は養成研修は行わないということでご承知をしてもらいました。

田 村 ほかにご質問等がございませうでしょうか。
委 員 長

奥原委員 先程、指導室長の説明で教職員の研修時間が何時間以上、何時間未満とい
うお話がありましたが、もう少し詳しくお聞かせください。

丸 田 例えば、10年経験者の教員ですと校外研修が20日間、校内研修が同じ
指導室長 く20日間となっております。これは国のほうで決められた研修でございま
す。「初任者研」といって、本年度採用された教員につきましては校内
で300時間以上、校外で25日間以上研修をやらなければいけないという
かたちで、教員になったばかりでありますので、学校の中でも指導教官が授
業を見て、そして指導している部分も当然、その300時間の中に含まれま
すし、授業以外でもいろいろな先生から話を聞く等の時間も含まれます。校
外の25日間には、教育長の講和とか、または実際に教科をベースにして、
その教科について研究していくとか、または先輩の教員の授業を見て、それ
について協議していくかたちでの研修会を予定しております。

田 村 研修の機会はたくさん考えて作っていただいているのですが、本市の場合
委 員 長 は非常に年齢層が高いということで、なかなかこれに割り振る人がいなくな
ってきました。最近是新採用が大分入ってきておりますので、指導室もぜひ
そういう先生方の教育のほうには力を入れていただきたいと思っています。

ほかにございませうでしょうか。

ほかにはないようでしたら、これで質疑を終結したいと思います。

これより議案第17号について採決いたします。

本件の議案に対してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでございますので、議案第17号は可決いたしました。

続いて、日程第9(議案第18号)「大和市文化財保護審議委員の委嘱に
ついて」を議題といたします。

細部説明を求めます。

沢田社会教育課長。

沢 田 この議案を提出した理由は、平成18年3月末で現委員が任期満了になり
社会教育課長 ます。これに伴いまして委員の委嘱をお願いしたいためでございます。

5名の方を候補者として挙げております。これにつきましてはご覧のとおり
でございます。よろしくお願ひいたします。

田 村 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願ひいたし
委 員 長 ます。

長谷川委員 審議委員の在任期間についてですが、14期から、少ない方でも5期目ということで、在任期間は2年間ということで見取れるのですが、こういう性質の審議委員をお受けいただく方はやはりそうたくさんいらっしゃらないので、次回もお願いしますというケースが重なって、このように長年お受けいただいていると思います。例えば任期を4年間にして、事務的な簡略化を図ることは手続き上、何か支障があつてのことでしょうか。

沢田社会教育課長 任期に関しましては大和市文化財保護審議会規則の第4条にございまして、この中で委員の任期は2年となっております。こちらの規則改正ができれば可能な話とは思われます。

長谷川委員 ほかにも審議会委員というのがいろいろとありますが、委員の任期というのは大体どのぐらいなのかをお聞かせください。

沢田社会教育課長 生涯学習部でいいますと社会教育委員がありますが、こちらの方の任期もやはり2年でございます。全庁的にも2年というものが多いと認識しております。

田村委員 ほかにも質問はございませんか。

ほかにもないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第18号について採決いたします。

本件の議案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということでございますので、議案第18号は可決いたしました。

続いて、その他に入ります。

各課で何かその他、報告事項ございますでしょうか。

(特にありませんの声あり)

報告事項がないようですので、4月定例会の日程をお知らせして、3月定例会を終了いたします。

4月定例会は4月27日木曜日、午前10時からを予定いたしております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。ほかにもないようでしたら、これにて教育委員会3月定例会を閉会といたします。

閉会 午前 11時52分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成18年 3月23日

署名委員

署名委員

書 記